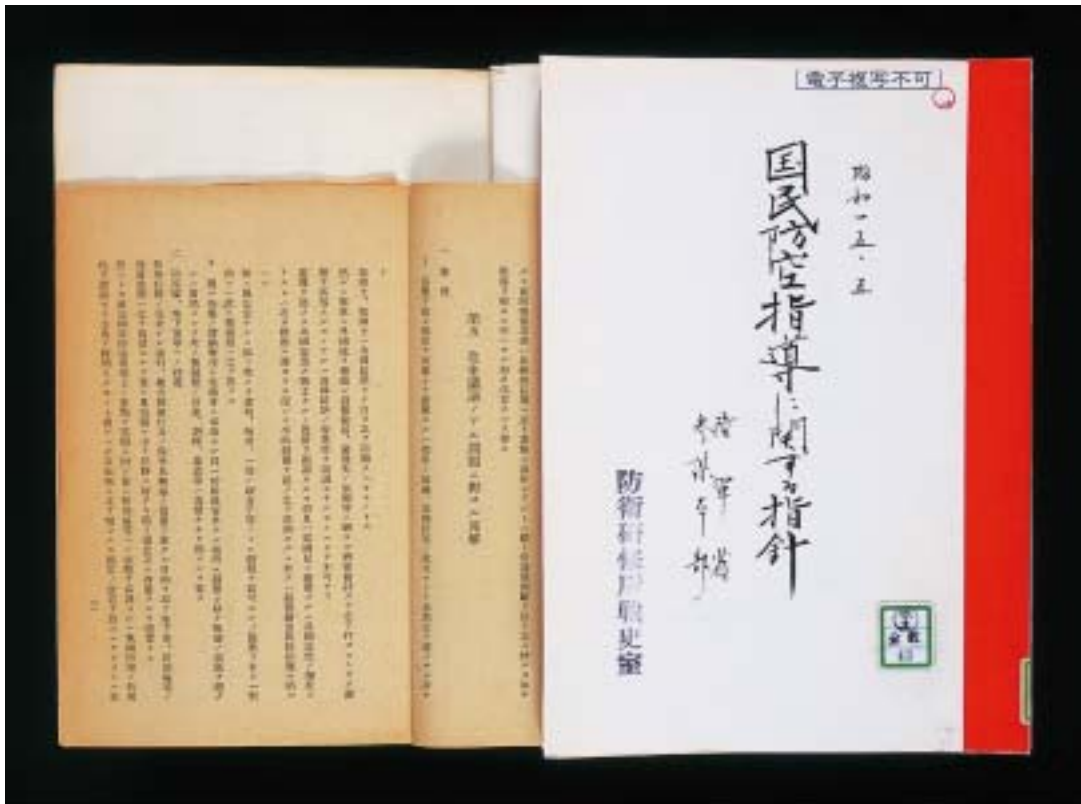


## 史料紹介

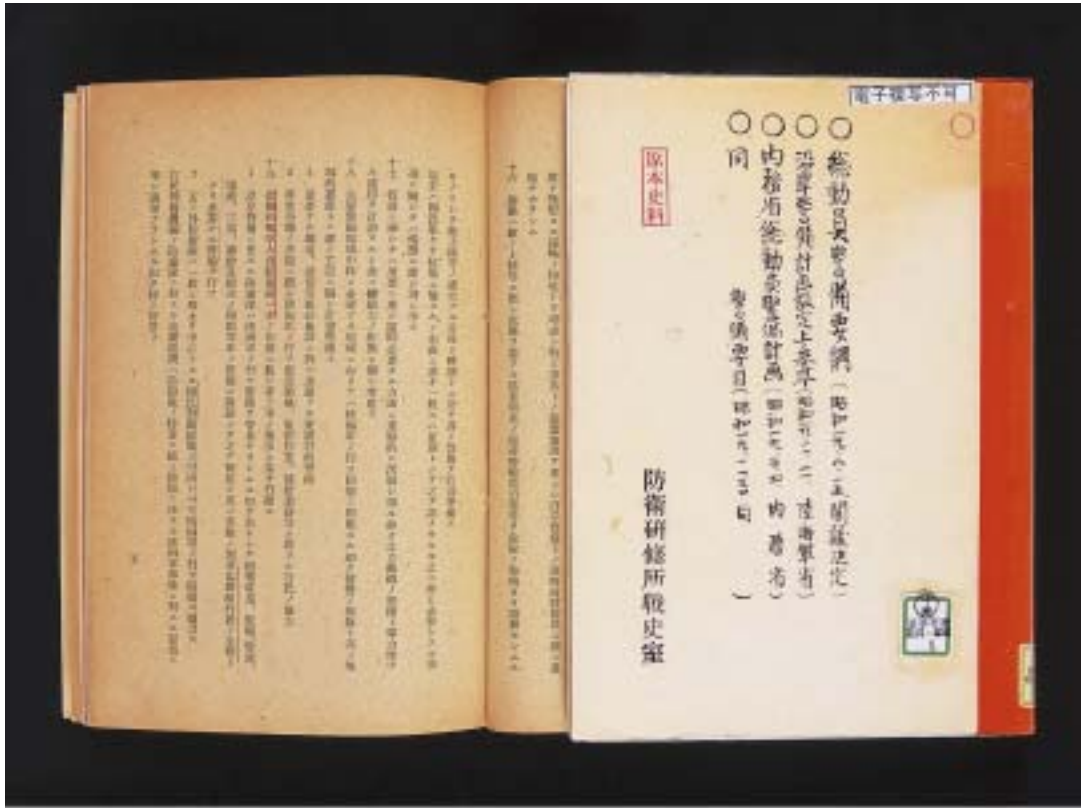


### 都市防空に関する史料

本史料は、防衛研究所図書館蔵「国民防空指導に関する指針（昭和 15 年 5 月、陸軍省参謀本部印刷）」（本土・全般・45）である。

空襲に見舞われた際に発生するとみられる火災、断水、停電、交通通信の杜絶、死傷者の続出といった事態を「局限スル如ク都市ヲ改造スルニアラスンハ近代戦ノ遂行ハ至難ナリ」と、「指針」は述べている（史料 15 頁）。

総動員体制下において、空襲に伴う避難に関し、陸海軍や内務省は、老人、児童、病人、被災者等に限られる、という見解をとっていた。本史料の中には、国民の防空活動への姿勢として「空襲ヲ恐れ都市ヲ放棄シテ避難スルハ都市ノ壊滅、我国防空ノ敗北」である、というくだりもある（史料 20～21 頁）。



## 沿岸地域住民の避難に関する史料

沿岸地域の住民避難について、内務省は昭和 19 年 11 月 30 日に、「内務省総動員計画沿岸警備要目」を策定した。この「要目」は、内務省が初めて具体的に沿岸地域住民の避難方を明らかにしたものだだったが、元々陸海軍省が作成した「沿岸警備計画設定上ノ基準」（上掲史料）に倣っていたのである。

「沿岸警備計画設定上ノ基準」は、主要警備地域と警備優先順位、重要警備対象を列挙し（史料 2～3 頁）、「老幼其ノ他非警備能力者ヲ危険ノ地域」から避難させるべく「敵上陸等ノ虞大ナル方面ト時期トニ於テ」計画準備を行う、と述べている（史料 4～5 頁）。

この「沿岸警備計画設定上ノ基準」は、防衛研究所図書館所蔵「昭和一九年度 総動員警備関係書類」（中央・軍事行政・動員編制・5）に収められている。